様式第５号（第７条関係）

長崎県指令　　　　第　　　　号

**年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（地場発注拡大促進事業）**

**交付決定通知書**

〒

住所

法人名

代表者職・氏名

　　　 年　　月　　日付けで申請のあった長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（地場発注拡大促進事業）の交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）第５条の規定により、次のとおり交付することに決定したので同規則第７条の規定により通知する。

　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　長 崎 県 知 事

記

１　交付決定額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

２　交付決定の内容

補助金の交付対象となる事業及びその内容は、　　　　年　　月　　日付けで交付申請のあった　　　　年度長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金（地場発注拡大促進事業）交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。

なお、補助事業に要する経費の配分及び配分した経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。

３　交付の条件

　(1)　補助事業の実施にあたって、暴力団等と契約を締結してはならない。

(2)　補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、補助事業に要する経費の配分のうち、補助事業区分間の配分額の２０パーセント以内の金額の変更をしようとする場合で、補助金額に変更を生じないものについてはこの限りではない。

(3)　補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が確定した場合には、速やかに知事に報告しなければならない。

(4)　この補助金に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後５年間保存しなければならない。また、認定後５年間、県が毎年度行う事業成果等に関する調査に協力しなければならない。

(5)　補助事業により取得し又は効用が増した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(6)　補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号）及び長崎県半導体サプライチェーン強化推進補助金実施要綱で定めるところに従わなければならない。